

平成29年6月26日

国立大学法人福岡教育大学
学長 櫻井 孝俊 殿

監事 石村 國芳

監事 藤田 和子

監事監査結果報告書

平成28年度の監査結果につきましては、平成29年6月16日付で提出しました監査報告書のとおりであります。平成28年度の監査に関する補足説明、今後の業務において検討が必要と思われる事項について監査結果報告書として提出いたします。

1、監査の方法の概要

監査対象期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日
監査対象	法人の業務及び会計
監査手続	役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、部局長会議等などの重要な会議に出席するほか、人権研修会等の研修会やその他のシンポジウムに参加し、必要に応じて関係者から説明聴取、資料の入手その検討により監査を行いました。

(ヒヤリング実施部署)

教育学部、大学院、附属学校部、附属福岡小学校、附属福岡中学校、教育総合研究所、学生ボランティア活動推進本部、人事企画課、財務企画課、学術情報課

2、監査結果

(1) 監事への報告に関する規程の見直し

① 「危機管理規程」について

平成27年4月1日 文部科学大臣認可の業務方法書（以下「業務方法書」という。）第5条において「法人は、学長から役職員への意思伝達や、職員から役員への危機管理、内部統制に係る情報その他必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。現在入手している「危機管理規程」「危機管理基本マニュアル」では、危機管理上重要な情報に係る監事への報告について、特段の記載はありません。情報連絡の漏れを防止するために、規定化する必要があると思われます。

② 「公益通報に関する規程」及び「研究活動不正防止規程」について

業務方法書第25条において「法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備し、その規程には内部通報及び外部通報に係る、担当理事及び監事への適切な報告に係る事項を定めなければならない。」と明記されています。「公益通報に関する規程」は当然のことですが「研究活動不正防止規程」にも告発窓口等の規定があり、内部通報及び外部通報に関する規程に類するものと思われます。現時点において両規程とも担当理事への報告については規定されていますが、監事への報告については規定されていません。

国立大学法人法第11条の2において、監事は役員「不正の行為若しくはそのおそれ」「法令違反の事実若しくは著しく不当な事実」があると認められるときは、遅滞なくその旨を学長及び文部科学大臣へ報告しなければなりませんので、適切な規程への改正をお願いします。

(2) 寄附金収入について

- ① 運営費交付金が減少する中、教育・研究を充実して行くためには、寄附金は必要不可欠なものとなっています。そのため本学においても寄附金収入の増加に向けて、「寄附金獲得に向けた戦略」を策定し増収に努められているところであります。平成28年度は統合移転50周年事業があり増収となりましたが、「寄附金獲得に向けた戦略」の効果による増収となるよう取り組む必要があります。
- ② 基金の用途については、基金管理規程第3条で大きな用途は定められているものの、その使用に当たっては、その時々基金運営委員会の判断の要素が強いようで、ある程度、年度毎の事業を事前に定めることも必要と思われます。
- ③ 寄附の謝礼についても、寄附者への礼状及びホームページ上でご芳名のご紹介等により謝意は表されていますが、毎事業年度の決算を公表することはもちろん、寄附金の用途の紹介や寄附金の使用により活躍している学生や教員の紹介など寄附者が用途を把握できる仕組みを構築し、寄附の増進につながるような公表もおこなっていく必要があると思われます。
- ④ 平成28年度所得税の税額控除制度の税制改正により、修学支援事業に充てられる個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度が導入され「修学支援基金」の設置が可能となり、平成28年12月現在で77の国立大学法人で設置されています。この基金は、意欲と能力があるが経済的な理由で修学が困難な学生に対して、希望する教育を受けられるように支援を行うことに限定するものですが、本学は寄附者の数の不足により、創設の見通しは立っていません。本学においても経済的理由により修学が困難な学生に対する奨学金制度の充実、大学の学生定員の確保の意味でも重要なことと思われますので、基金設置に向け早急に取り組まれる必要があります。

(3) 遊休となっている不動産の有効活用について

本学が保有している遊休土地は、その活用が進んでおりません。小倉の教育実習研修棟跡地（簿価28百万円）は、売却の方針ですが、平成23年度から一般競争入札を行っていますが応札者がいない状況です。また、鳥飼宿舎跡地（簿価553百万円）については、平成13年の宿舎取り壊し以降更地となっており、活用が目途が立たないまま現在に至っています。

文部科学省との協議では、国立大学法人法の改正を踏まえて、再度活用策の検討を進めるということのようですが、大学として具体的な取り組みを早急に行う必要があります。

これらについては、関係機関や民間・地域との連携・協働で解決することも考えられますので、日頃から情報の収集、コミュニケーションに努められてください。

(4) 前年度監事監査結果報告書記載事項の改善状況について

平成28年8月3日付で、前年度監事監査結果報告書に関する回答が行われています。個人情報管理規程における監査責任者に関する規程の改正は実施され、附属学校教員の労務環境の改善については、現場責任者へのヒヤリングを行ったところでも、「超過勤務の状況は改善されつつある。」ということでありました。